議案第23号

上越市附属機関設置条例の制定について

上越市附属機関設置条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の設置に関し、法律又は他の条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

- 第2条 別表第1に定めるところにより、執行機関に附属機関を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、執行機関が必要と認めるときは、別表第2に定めるところに より附属機関を設置することができる。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌する事務は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(組織)

- 第4条 附属機関の委員(以下「委員」という。)の定数は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。
- 2 委員は、別表第1及び別表第2に掲げる者のうちから、執行機関が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 別表第1の規定にかかわらず、上越市入札監視委員会について、この条例の施行の日以

後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、同表中「2年」とあるのは「1年」とする。

別表第1 (第2条—第4条関係)

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市入	1 本市の入札及び契	6人以	1 学識経験者	2年
	札監視委	約の実施状況につい	内	2 公募に応じた市	
	員会	て報告を求め、その		民	
		理由及び経緯を調査		3 その他市長が必	
		及び審議すること。		要と認める者	
		2 その他市長が必要			
		と認めること。			
	上越市新	1 上越市新産業創造	10人	1 学識経験者	2年
	産業創造	支援事業補助金の交	以内	2 関係団体の代表	
	支援事業	付事業者の選定に関		者	
	審査委員	すること。		3 その他市長が必	
	会	2 その他市長が必要		要と認める者	
		と認めること。			
	メイド・	1 メイド・イン上越	10人	1 学識経験者	2年
	イン上越	(工業製品) の認証	以内	2 事業者	
	認証等審	及び認証の更新に関		3 関係団体の代表	
	查委員会	すること。		者	
	(工業製	2 その他市長が必要		4 その他市長が必	
	品)	と認めること。		要と認める者	
	メイド・	1 メイド・イン上越	10人	1 学識経験者	2年
	イン上越	(特産品) の認証及	以内	2 事業者	
	認証等審	び認証の更新に関す		3 その他市長が必	
	查委員会	ること。		要と認める者	
	(特産	2 その他市長が必要			
	品)	と認めること。			

別表第2(第2条—第4条関係)

執行機関	附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期
市長	上越市災	1 義援金の配分の対	10人	1 公共的団体の代	委嘱の
	害義援金	象及び基準に関する	以内	表者	日から
	配分委員	こと。		2 その他市長が必	当該配
	会	2 その他市長が必要		要と認める者	分が終
		と認めること。			了する
					日まで
	上越市立	1 保育園の移管先事	10人	1 学識経験者	委嘱又
	保育園の	業者の選定に関する	以内	2 関係団体の代表	は任命
	民間移管	こと。		者	の日か
	に関する	2 その他市長が必要		3 地縁団体等の代	ら当該
	事業者選	と認めること。		表者	選定が
	定委員会			4 市の職員	終了す
				5 その他市長が必	る日ま
				要と認める者	で

1			ı		
	上越市森	1 森林経営管理法	5人以	1 市の職員	委嘱又
	林経営管	(平成30年法律第	内	2 関係行政機関の	は任命
	理実施権	35号)第36条第		職員	の日か
	の設定を	3項の規定による経			ら当該
	受ける民	営管理実施権の設定			選定が
	間事業者	を受ける民間事業者			終了す
	選定委員	の選定に関するこ			る日ま
	会	と。			で
		2 その他市長が必要			
		と認めること。			
市長又は	指定管理	1 各公の施設におけ	それぞ	1 学識経験者	委嘱又
教育委員	者の選定	る指定管理者の候補	れの委	2 施設の利用者の	は任命
会	に係る委	者の選定に関するこ	員会ご	代表者	の目か
	員会	と。	とに7	3 市の職員	ら当該
		2 その他市長又は教	人以内	4 その他市長又は	選定等
		育委員会が必要と認		教育委員会が必要	が終了
		めること。		と認める者	する日
		-			まで
	契約の相	1 本市の委託業務、	それぞ	1 学識経験者	委嘱又
	手方の選	財産の売却等に係る	れの委	2 市の職員	は任命
	定に係る	契約の相手方の選定	員会ご	3 その他市長又は	の日か
	委員会	に関すること。	とに	教育委員会が必要	ら当該
		2 その他市長又は教	10人	と認める者	選定等
		育委員会が必要と認	以内		が終了
		めること。			する日
					まで